

桑折町議会ハラスメント防止条例を制定



なぜハラスメント防止条例の制定に至ったのか

地方議会議員や首長（知事、市町村長）によるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント等の問題がマスコミ報道により取り上げられ、表面化することが多くなった今日、桑折町議会ではハラスメントを未然に防ごうと制定したものの。

なお、昨年7月25日に伊達郡町議会議員大会にて福島大学経済経営学類教授の吉高神明（きっこうじん あきら）氏の「地方議会におけるハラスメント防止に向けた取り組み：最近の事例を中心に」と題した講義を受けたのも条例制定の大きな契機となった。それによれば、地方議会には統一的なハラスメント防止の法体系が欠如しており、各々の議会でのハラスメント防止条例の制定が急がれるという内容であった。また、一般社団法人地方自治研究機構によれば、首長等や議員のハラスメントの防止に特化した条例は、令和7年12月末時点で172の条例が確認できるとしている。

本条例の主な枠組みは次のとおりである。

前文

ハラスメント防止条例制定の意義について記したものの。

目的

第1条に、議員による職員及び議員へのハラスメント、職員の議員へのハラスメントを根絶するため必要な事項を定めることにより、すべての議員及び職員が人としての尊厳を尊重し、良好な職場環境を確保することを目的とする。

定義

第2条に、パワー・ハラスメント等の定義を示している。なお、パワー・ハラスメントに関して、「ただし、客観的に見て業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指導又は業務指示は、パワー・ハラスメントに該当しない」としている。

議長の責務

第3条に、議長の責務として、申出等があったときは必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないとしている。また、第4条には議員の責務を規定している。

相談窓口

相談窓口は、議会事務局になる。よってハラスメントの被害を受けたと思料する議員、職員は議会事務局に申出し、議長が調査・対応することとなる。

対応措置

議長は、ハラスメントを確認した場合、改善のための措置（指導、助言、注意等）を講ずる。

研修等

議長は、本条例の趣旨について町民への周知・啓発に努めるとともに、議員に対して必要な研修等を実施する。

被害者のプライバシーの確保

ハラスメント被害者のプライバシーの確保に十分配慮する。

条例の施行はいつから？

本条例案が議会で可決された2月27日からとなる。なお、ハラスメントを未然に防ぐという目的により定例会初日の審議採決とした。

